国立大学法人東京外国語大学研究活動に 係る不正行為調査委員会等規程

> (平成27年 3月24日 規則第 73 号)

改正 平成30年 7月24日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学研究活動における不正行為の防止等に関する指針(平成27年規則第71号)に基づき、研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部(以下「推進本部」という。)が設置する調査委員会について、必要な事項を定める。

(予備調査委員会)

- 第2条 予備調査委員会は、個別の事案ごとに4名以上の予備調査委員をもって組織する。
- 2 予備調査委員会の委員は、統括管理責任者が指名する。

(予備調査委員会の任務)

- 第3条 予備調査委員会は、本調査の実施に先立ち、推進本部が指示する事案に関し、次 の各号に掲げる任務を遂行する。
  - (1) 告発の合理性、調査可能性等に関する予備調査
  - (2) その他、推進本部が必要と認める事項

(予備調査の方法)

- 第4条 予備調査委員会は、予備調査の対象となる部局に対して関係資料の提出、事実の 証明その他予備調査を実施する上で必要な書類の提出を求めるとともに、次の各号に掲 げる事項について関係者のヒアリングを行い、通報等の内容の合理性、調査可能性等の 予備調査を実施する。
  - (1) 告発等された研究活動における不正行為が行われた可能性に関すること。
  - (2) 告発等の際に示された科学的合理的理由の論理性に関すること。
  - (3)告発等に係る法令違反又は社会的規範からの逸脱の程度に関すること。
  - (4) 告発等に係る証拠となり得る資料の保存期間等に関すること。
- 2 予備調査の際に、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。
- 3 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合、予備調査委員会は、取り下げに至った経緯・事情を含め調査し、調査結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、調査結果に基づき、不正行為の事案として調査すべきものか否か判断する。
- 4 予備調査委員会は、告発を受けた後、概ね30日以内に予備調査の結果を最高管理責任者に報告する。

(調査委員会)

- 第5条 調査委員会は、個別の事案ごとに4名以上の調査委員をもって組織する。
- 2 調査委員は、推進本部会議において選出し、学長が委嘱する。

3 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者であり、かつ、本学に所属しない外部有識者を半数以上含めるものとする。

(調査委員会の任務)

- 第6条 調査委員会は、推進本部が指示する事案に関し、次の各号に掲げる任務を遂行する。
  - (1) 本調査(不正行為か否かの認定)
  - (2) 不服申立てについて、再調査を行うか否かの決定
  - (3) 再調査(本調査の調査結果を覆すか否かの決定)
  - (4) 調査結果等の推進本部への報告
  - (5) その他、推進本部が必要と認める事項

(本調査の方法等)

- 第7条 調査委員会は、推進本部が本調査を行うことを決定した日から概ね30日以内に 本調査を開始するものとする。
- 2 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や関係資料等の精査及び関係者のヒアリン グ等により行う。
- 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、弁明内容の根拠を示すよう求めることができる。
- 5 調査委員会が、被告発者に対し弁明内容の論証を求め、又は被告発者が自らの意思により弁明内容を論証することを申し出た場合は、調査委員会は、合理的に必要と判断される範囲において、弁明内容の論証に要する期間及び機会を保障する。ただし、弁明内容の論証過程が当該事案に係る調査引き延ばしを目的とするものと調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めない。
- 6 調査委員会は、告発等に係る研究等に関し証拠となるような資料等については、保全 する措置を取る。この場合、この保全措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研 究活動を制限しない。
- 7 調査委員会は、調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分に配慮しなければならない。

(認定)

- 第8条 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、公的研究費の不正使用相当額等について認定し、調査結果を取りまとめて推進本部に報告する。ただし、指針第2の(1)の①から④に掲げる不正行為について、概ね150日以内に認定を行うことが出来ない合理的な理由があり、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出、その承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 調査委員会は、被告発者等が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、関係者の証言、物的証拠、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定すること

はできない。

- 3 被告発者の説明及びその他の証拠により、不正行為であるとの疑いが覆されないとき、 または、論文執筆のもととなった調査資料や数値データ等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足りる根拠が示せないと きは、調査委員会は、不正行為と認定することができる。
- 4 調査委員会は、被告発者の説明責任の程度及び本来存在すべき基本的要素等の基準について、研究分野の特性に応じ判断するものとする。
- 5 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて 告発が悪意に基づくものであると判明したときは、告発者からの弁明を聴取するととも に、その旨の認定を行う。

(通知及び報告)

- 第9条 調査委員会は、認定を終了したときは、ただちにその結果を推進本部に報告する ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかにその内容を推進本部に報告しなければならない。

(調査委員会の職務権限)

- 第10条 調査委員会は、他の研究機関等において調査を行う必要がある場合は、協力を 要請することができる。
- 2 調査委員会は、告発等に係る研究のほか、当委員会の判断により調査に関連した被告 発者の他の研究活動等を含めることができる。

(再調査)

- 第11条 調査委員会は、推進本部が再調査を行う決定をした場合には、再調査を行う。
- 2 調査委員会は、再調査を行うにあたって、被告発者等に対して本調査結果を覆すに足りる資料の提出等を求めるとともに、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 3 調査委員会は、被告発者等より調査協力が得られないと判断した場合には、再調査を 行わず、審査を打ち切ることができる。
- 4 調査委員会は、再調査開始後概ね50日以内に、本調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに推進本部に報告するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、調査委員会に関して必要な事項は、推進本部が 別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年7月24日から適用する。